

第2期香川県再犯防止推進計画（素案）についてのパブリックコメント

〒761-8071 高松市伏石町1562番地 伏石ハイツ第1 201号

社会福祉士相談所 LOVE（代表 田村 遊）

電話：090-7780-7565

【意見】

国の第二期再犯防止推進計画においても、基本方針の「3」で、「…犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力すること」が求められている。

そのこと自体に異論はなく、この基本方針を具体化するために、県の計画においても「心情等聴取・伝達制度」等を活用し努力されていることは理解出来る。

しかしながら、罪を犯してしまった方の中には、発達や愛着の課題（或いは障害）を有している方も相当数存在するものと考える。

そのような場合、そもそも感覚が他の多くの方と異なっていたり、あらゆる人間関係の土台となる、「人に対する基本的な信頼感」が育まれていなかったり、それを身に付けることに著しい困難を来してしまう場合がある。（例えば、そもそも前提として「危害を加えられたら、相手は哀しく、嫌な気持ちになる。」ということを理解することが難しい等。）

そういう方への支援や指導は、裁判等で定められた刑期のみで完了させることは極めて難しく、刑期を終え社会復帰してからも数年或いは数十年掛けて、地域の方や身近な支援者の大きな協力を得て、一緒に達成していくものであると考える。

今回の計画に、そのような方々に対する支援や理解、包摂、共生についての言及がより強く加えられれば、更に充実した計画になるのではないかと考える。